

高校公民科「公共」における「人間の尊厳」の取り扱い（2）

—学習指導要領及び教科書における記載を中心に—

藤井 基貴 鵜飼 峻二

（静岡大学大学院教育学領域）（静岡大学教育学部）

On the Treatment of “Human Dignity” in High School Civics “Public” (2)

Focusing on the Course of Study and Textbooks:

FUJII Motoki UKAI Shunji

Abstract

The purpose of this paper is to analyze the treatment of “human dignity” in the new civics subject “public” from April 2022, focusing on the descriptions in the Courses of Study and textbooks, and to lay the groundwork for a new educational practice. The paper points out that the term “dignity” was first used in the Courses of Study in 1960, and that the use of the term “dignity” is increasing in 2018. It is also clear that in “public” textbooks, the term “dignity” is used in close association with internal human characteristics, the right to self-determination, respect for the individual, equality, humanism, and the public principle.

キーワード： 公民科 公共 人間の尊厳 個人の尊重 教科書

1 はじめに

本論文の目的は、2022年4月から年次進行で実施された公民科の新科目「公共」における「人間の尊厳」の取り扱いについて、学習指導要領及び教科書における記載を中心に整理し、新たな教育実践に向けた基礎作業をなすことにある。

そもそも「尊厳 (dignity (英) / Würde (独))」という概念の起源は、哲学者キケロがギリシャ語の訳語として用いた *dignitas* (羅) に遡るとされる。その後キリスト教思想を経由して、イタリア・ルネサンス期においてピコ・デラ・ミランドラが1486年に「人間の尊厳に関する演説 (*Oratio de hominis dignitate*)」文書を作成し、教会との間で論争を引き起こす。ピコは神から自由を与えられている人間は「自由な意志」によって「人間の尊厳」を持つことができると説いた。近世にはイギリス経験論のなかで「人間の尊厳」は特定の人物の「社会的地位／立場」と結びつけられて議論され、その系譜は現代英米哲学における尊厳概念の理解にも色濃く影響を残している。これに対してドイツの哲学者カントは、意志の自立に根ざした「人格」に備わる全体的かつ内的価値へと「人間の尊厳」

(*Menschenwürde*) 概念を転換し、新たな規範概念として定位させたことで知られる。「人間の尊厳」は20世紀後半において第二次世界大戦によるカタストロフからの復興・再統合の理念として期待と脚光が集まるものの、そこではなお上述の「社会的地位／立場」と「絶対的価値」として二重化された思想構成は包含されたままであり、そのことは現代社会において生じている問題群に対しても本質的・原理的な課題を残している(相原 2016, 石田 2016, 加藤 2022)。

こうした事情もあって先行研究においても「尊厳」概念の不明確さをどう扱うかが課題となってきた(Sulmasy 2008)。その一方で、現実世界にあっては尊厳死に関わる生命倫理、戦争犯罪をめぐる国際法などの議論の場などにおいて「尊厳」は指針としての一定の役割を果たし、むしろその重みを増し続けている。

本研究は我が国の学校教育のなかで「人間の尊厳」を取り扱う教科の一つである高等学校の「公民科」、なかでも新科目「公共」に注目する。以前の「公民科」は「現代社会」「倫理」「政治・経済」の三科目の各2単位で構成され、「現代社会」の1科目または「倫理」「政治・経済」の両2科目のいずれかが必修となっていた。それが2018年の学習指導要領の改訂によって「現代社会」が廃止となり、その代わりに新科目「公共」が置かれ、「公共」の2単位が必修となっている。これまでに筆者らは「人間の尊厳」に関する公文書等(日本国憲法, 教育基本法, 日本学術会議の提言)での規定, 解説, 議論について整理・検討を行っており(鵜飼・藤井 2023), 本論文では「公民科」に関する学習指導要領の内容を確認した上で、最初の検定教科書における「尊厳」関連の記載内容について整理検討を行い、教育実践に向けた示唆を与えることを目指す。

なお、現行の『高等学校学習指導要領(平成30年告示)』において「公共」の「内容」は「A 公共の扉」「B 自立した主体としてよりより社会の形成に参画する私たち」「C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち」という三つの枠組みから構成されており、「A 公共の扉」において「人間の尊厳」に関する記載がある。同箇所では「ア 次のような知識を身

に付けること」として「(ア) 各人の意見や利害を公平・公正に調整することなどを通して、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保を共に図ることが、公共的な空間を作る上で必要であることについて理解すること」、「(イ) 人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本的原理について理解すること」と記載されており、あわせて「内容の取扱い」をめぐっては以下の記載がある。

人間の尊厳と生命への畏敬、自己実現と幸福などについて、古代ギリシアから近代までの思想、キリスト教、イスラーム、仏教、儒教などの基本的な考え方を代表する先哲の思想、芸術家とその作品を、倫理的な観点を明確にして取り上げること

上記引用箇所では「人間の尊厳」を知識として位置づける視点に加えて、先哲の思想などをもとに「倫理的な観点」から取り上げるというもう一つの視点・観点も示されている。

このことに関連して、上記の記載内容について2019年2月に東京弁護士会は次の指摘を行っている。

ア ……新学習指導要領においては、旧学習指導要領で「理解を深めさせる」とされていた、㉞「個人の尊重」を基礎として基本的人権の保障がなされていること及び基本的人権の内容、㉟基本的人権の保障のために国民権や法の支配、議会制民主主義や権力分立等の制度が日本国憲法に規定されていること及びその内容、重要な意義などに関する生徒の学習内容が大きく削減されている。

イ すなわち、新学習指導要領においては、国家とは異なる「公共的な空間」なる曖昧な概念を定めることによって、日本国憲法の基本原理の一つである対国家権力との関係での基本的人権保障の重要性については一切言及されず、「基本的人権の保障」という文言自体が消し去られてしまっている。新学習指導要領においては、「人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など」はあくまで「公共的な空間における基本原理」として身に付けるべき「知識」として位置づけられているに過ぎない。

これでは、何に対して、なぜ、個人の尊厳を基礎とする基本的人権の保障が必要とされ重要とされているのかについて生徒が十分学習する機会が与えられず、生徒の理解が著しく乏しくなるおそれが強い。ひいては、基本的人権が国家に対して保障されてい

るものであるにもかかわらず、国家に対する権利主張を想定できず、あるいは躊躇させることにもなりかねない。(東京弁護士会、2019)

「身に付けるべき『知識』として位置づけられているに過ぎない」と指摘される「人間の尊厳」の内容について検定教科書ではどのような説明や記載がなされているのであろうか、また実際の授業ではどのような工夫が可能あるいは必要となるのか。こうした問題意識のもとで、以下では学習指導要領及び「公共」の教科書について分析を進める。

2 学習指導要領における「人間の尊厳」の記載

まず、これまでの学習指導要領における「人間の尊厳」に関する記載について整理しておこう。そもそも高等学校の社会科・公民科(1989年以降)の学習指導要領で「人間の尊厳」という言葉が登場するのは1960年告示が初出となる。以下の内容は「国立教育政策研究所・教育研究情報データベース」に掲載されている過去の学習指導要領一覧をもとに作成した。なお、日本国憲法における「個人の尊重」は憲法学上の議論はあるものの、「人間の尊厳」とほぼ同じ趣旨であるとするのが一般的な解釈となっている(芦部 1994)。したがって、学習指導要領において「尊厳」が含まれる文章には傍線を引き、「人間の尊重」・「人間尊重」といった関連内容についても抽出した。

初出となる1960年告示の学習指導要領では教科「社会」における「倫理・社会」の「目標」として「(1) 人間尊重の精神に基づいて、人間や社会のあり方について思索させ、自主的な人格の確立を旨とし、民主的で平和的な国家や社会の形成者としての資質を養う」とあり、さらに「内容」の(3)「現代社会と人間関係」の項目「民主社会と民主主義の倫理」では、「民主社会をささえている精神(たとえば、人格の尊厳と個性の尊重、自由と平等、社会的連帯性、公共の福祉など)を理解させるとともに、倫理と政治や経済との密接な関連にもふれる」と記載されている。

続く1978年告示の学習指導要領の教科「社会」では「現代社会」の「目標」において「人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、社会と人間に関する基本的な問題についての理解を深め、広い視野に立って、現代社会に対する判断力の基礎と人間の生き方について自ら考える力を養うとともに、人間生活の向上を図り、進んで国家・社会の進展に寄与しようとする態度を育てる」とあり、「内容」における「(2) 現代社会と人間の生き方」の「現代を生きる倫理」という項目のなかで、「民主社会の倫理」として「人間の生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等など」と記されている。また「倫理」に関する記載においても「目標」として「人間尊重の精神に基づいて、

人間の存在や価値についての理解と思索を深めさせるとともに、自主的な人格の形成に努める実践的な態度を育てる」と記されている。

1989年告示の学習指導要領から「社会」であった教科の名称は「地理歴史」と「公民」とに区分される。

「公民」のなかの「現代社会」の「目標」は「人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考え公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる」とこととされ、「内容」の「ウ 現代の民主政治と民主社会の倫理」において「基本的人権の保障と法の支配、国民権と議会制民主主義、平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ、日本国憲法の基本的原則について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに、世論形成と政治参加の意義について理解させ、民主政治における個人と国家について考えさせる。また、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等、法と規範などについて考えさせ、民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる」と記されている。さらに「公民」の科目「倫理」においても「人間尊重の精神に基づいて、青年期における自己形成と人間としての在り方生き方について理解と思索を深めさせるとともに、人格の形成に努める実践的意欲を高め、生きる主体としての自己の確立を促し、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる」という「目標」のもと「イ 現代に生きる人間の倫理」として「人間の尊厳と生命への畏敬、自然や科学技術と人間とのかかわり、民主社会における人間の在り方、社会参加と奉仕、自己実現と幸福などについて、倫理的な見方や考え方を身に付けさせ、他者と共に生きる自己の生き方にかかわる課題として考えを深めさせる」と記載されている。

1999年告示の学習指導要領の「公民」では「現代社会」の「目標」は「人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考え公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる」とされ、「内容」の「(2) 現代の社会と人間としての在り方生き方」における「(ウ) 現代の民主政治と民主社会の倫理」において、「基本的人権の保障と法の支配、国民権と議会制民主主義、平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ、日本国憲法の基本的原則について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに、世論形成と政治参加の意義について理解させ、民主政治における個人と国家について考えさせる。また、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人

間の尊厳と平等、法と規範などについて考えさせ、民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる」とある。また「倫理」においても「イ 現代に生きる人間の倫理」として「人間の尊厳と生命への畏敬、自然や科学技術と人間とのかかわり、民主社会における人間の在り方、社会参加と奉仕、自己実現と幸福などについて、倫理的な見方や考え方を身に付けさせ、他者と共に生きる自己の生き方にかかわる課題として考えを深めさせる」と記されている。これらの記載内容については1989年に告示された高等学校学習指導要領と変更はない。また、2003年の高等学校学習指導要領の部分改正においても当該箇所の変更は認められなかった。

2009年告示の学習指導要領においては、「現代社会」の「目標」は「人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる」とされ、「考える」という表現が「考察する」に変更されているのみである。また、「尊厳」については「内容」の「(2) 現代社会と人間としての在り方生き方」「(ウ) 個人の尊重と法の支配」において「個人の尊重を基礎として、国民の権利の保障、法の支配と法や規範の意義及び役割、司法制度の在り方について日本国憲法と関連させながら理解を深めさせるとともに、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等などについて考察させ、他者と共に生きる倫理について自覚を深めさせる」と記されている。あわせて「倫理」の「目標」は「人間尊重の精神と生命に対する畏(い)敬の念に基づいて、青年期における自己形成と人間としての在り方生き方について理解と思索を深めさせるとともに、人格の形成に努める実践的意欲を高め、他者と共に生きる主体としての自己の確立を促し、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる」と設定され、前の学習指導要領と同じく「内容」には「ア 現代に生きる人間の倫理」に「人間の尊厳と生命への畏(い)敬、自然や科学技術と人間とのかかわり、民主社会における人間の在り方、社会参加と奉仕、自己実現と幸福などについて、倫理的な見方や考え方を身に付けさせ、他者と共に生きる自己の生き方にかかわる課題として考えを深めさせる」と記載されている。

2018年告示の高等学校学習指導要領より「現代社会」に代わって「公民」に新科目「公共」が置かれる。「公民」の目標は「社会的な見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成す

ることを目指す」と定められており、「尊重」という記載は14カ所、「尊厳」については7カ所に記載が確認できる。以下では「尊厳」の箇所についてのみ抽出して示す。

まず、「公共」の「A 公共の扉」の「(1) 公共的な空間を作る私たち」では「公共的な空間と人間との関わり、個人の尊厳と自主・自律、人間と社会の多様性と共通性などに着目して、社会に参画する自立した主体とは何かを問い、現代社会に生きる人間としての在り方生き方を探求する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する」と記載されている。次に「A 公共の扉」の「(3) 公共的な空間における基本的原理」では「自主的によりよい公共的な空間を作り出し、いこうとする自立した主体となることに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する」ために「ア 次のような知識を身に付けること」として「(ア) 各人の意見や利害を公平・公正に調整することなどを通して、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保を共に図ることが、公共的な空間を作る上で必要であることについて理解すること。(イ) 人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本的原理について理解すること」と記されている。また「内容の取扱い」として「『人間の尊厳と平等、個人の尊重』については、男女が共同して社会に参画することの重要性についても触れること」と付記されている。

「公共」に続いて「倫理」においても「幸福、愛、徳などに着目して、人間としての在り方生き方について思索するための手掛かりとなる様々な人生観について理解すること。その際、人生における宗教や芸術のもつ意義についても理解すること」を扱う際には、「人間の尊厳と生命への畏敬、自己実現と幸福などについて、古代ギリシアから近代までの思想、キリスト教、イスラーム、仏教、儒教などの基本的な考え方を代表する先哲の思想、芸術家とその作品を、倫理的な観点を明確にして取り上げること」とされている。さらに、「政治・経済」の「内容」においても「A 現代日本における政治・経済の諸課題」として「個人の尊厳と基本的人権の尊重、対立、協調、効率、公正などに着目して、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する」と記載され、加えて「B グローバル化する国際社会の諸課題」においても「国際平和と人類の福祉に寄与しようとする自覚を深めることに向けて、個人の尊厳と基本的人権の尊重、対立、協調、効率、公正などに着目して、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する」とあ

る。

以上のとおり、高等学校学習指導要領の教科「社会」・「公民」（1989年以降）において「人間の尊厳」にかかわる記載内容について概観した。「人間の尊厳」という言葉が高等学校学習指導要領の「社会」のなかで初出となるのは1960年であった。以降1978年、1989年、1998年、2009年の学習指導要領においては「尊厳」という言葉は継続して1~2カ所で使用され、あわせて「人間の尊重」という表現も用いられてきた。2018年の改訂によって「公共」が新設されると、公民では「個人の尊厳」が3カ所、「人間の尊厳」は4カ所で使用されており、あわせて「尊重」という言葉も14カ所で使用されている。「公共」の設置にあわせて、学習指導要領における「尊厳」および「尊重」は使用頻度の増加が認められる。また、「人間の尊厳」という言葉は「公共」のなかの「A 公共の扉」における項目において「公共的な空間における基本的原理」の一つとして位置づけられていた。

3 「公共」の検定教科書と「尊厳」

「公共」の教科書検定は2021年に行われ、8つの出版社から12種類の教科書が検定を受け、発行された。表1は2022年における教科書の一覧、占有状況、目次のなかに「人間の尊厳」に関連する見出しや内容が確認できたものをまとめたものである。占有状況については「内外教育」で公開されたデータを参照した（渡辺 2022）。

表1に示した出版社の正式名称は東京書籍（略称、東書）、教育図書（略称、教図）、実教出版（略称、実教）、清水書院（略称、清水）、帝国書院（略称、帝国）、数研出版（略称、数研）、第一学習社（略称、第一）、東京法令出版（略称、東法）である。出版社によっては学校のニーズに対応しやすいように複数の教科書を発行しているところもある。

これらの教科書の目次は総じて学習指導要領において示された「A 公共の扉」「B 自立した主体としてよりより社会の形成に参画する私たち」「C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち」の枠組みに沿って構成されている。また、巻末には法規関連の資料やラーニング・スキル等の付録も収められている。

現在、入手することのできる12種類の「公共」の教科書のなかで目次の見出しとして人間あるいは個人の「尊厳」・「尊重」を示している教科書は8種類となった。それ以外の教科書でも「人間の尊厳」に関する記載は認められるものの、本論文では目次において見出しとして扱っている教科書を中心に記載内容を整理してみたい。なお、以下では発行者の略称と番号を組み合わせて表記し、「尊厳」・「尊重」に関する記載内をまとめる。

表1 「公共」の教科書情報一覧（2022年）

発行者の番号・略称	教科書の記号・番号	書名	判型 頁数	検定 済年	著作者	占有 率	目次における見出しの有無 尊厳, 尊重, 尊厳死等
2 東書	公共 701	公共	AB 246	令3	間宮陽介 ほか30名	19.4%	1-2-1「個人として尊重される人間」
6 教図	公共 702	公共	B5 206	令3	鈴木寛 ほか18名	7.6%	※1-4-2 基本的人権の説明として個人の尊重の記載有
7 実教	公共 703	詳述公共	A5 326	令3	中村達也 ほか9名	8.2%	1-2-3「人間の尊重」 1-2-4「人間の自由と尊厳」 1-3-1「人間の尊厳と平等」 ※Tiral3 尊厳死の記載有
7 実教	公共 704	公共	B5 232	令3	桐山孝信 ほか9名	13.5%	1-4-1「人間の尊厳と平等」 ※Tiral2 尊厳死の記載有
35 清水	公共 705	高等学校 公共	B5 224	令3	中野勝郎 ほか12名	3.0%	※1-2-2「生命倫理」に生命の尊厳, 尊厳死の記載有
35 清水	公共 706	私たちの 公共	AB 192	令3	大芝亮 ほか14名	2.4%	1-3-1「個人の尊重と社会」
46 帝国	公共 707	高等学校 公共	AB 238	令3	荻部直 ほか10名	8.4%	※尊厳死, 人間としての尊厳を記載有
104 数研	公共 708	公共	AB 262	令3	矢野智司 ほか18名	4.9%	1-2-2「人間の尊厳と幸福」
104 数研	公共 709	高等学校 公共	AB 238	令3	矢野智司 ほか18名	6.2%	※1-2-3「生命をめぐる問題」に生命の尊厳, 尊厳死の記載有
183 第一	公共 710	高等学校 公共	B5 304	令3	谷田部玲生 ほか15名	10.0%	1-1-1-2「個人の尊厳と自主・自律」 1-3-1-1「人間の尊厳と平等」 1-3-1-2「個人の尊重」
183 第一	公共 711	高等学校 新公共	AB 224	令3	谷田部玲生 ほか15名	13.7%	1-1-2「個人の尊厳と自主・自律」 1-3-1「人間の尊厳と平等, 個人の尊重」
190 東法	公共 712	公共	B5 234	令3	青井美穂 ほか16名	2.6%	1-3-1「人間の尊厳と平等」 ※「尊厳死」の記載有

(筆者作成)

東書 701

東書 701 は現在の「公共」の検定教科書において占有率が最大の 19.4%を占めている教科書である。「尊厳」に関しては第1部第1章(2)の1「個人として尊重される人間」に記載されている。ここでの学習課題は「人間を『個人』として尊重するとはどういうことか」とされており、第1項で「規則と自由」の関わりについて説明した後、第2項では「道徳法則と人格の尊重」として「カントによれば……自律的な人格こそがどんな物や商品とも交換できない尊厳ある存在であるとされる。尊厳ある自律的な人格として、私たちはたがいの人格を尊重すべきであるとカントは考えた」

とカントの議論が紹介され、続く第3項では「個性や自発性の尊重」としてミルの「危害原理」について解説した後、「カントやミルの主張は、たがいの人格や個性を尊重しあうことへの再考をうながしている」と締めくくられている。

同教科書では、目次における見出しにはあがっていないが、第1部第3章(4)の「人権保障の意義と展開」の第1項に「人間の尊厳と平等」があり、世界人権宣言の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」(第1条)が引用され、「ここで明確にされた『人間の尊厳』の原理とは、どの個人も、人間であるだけで尊重

されるべき存在であることを意味する。すべての個人は、尊厳をもつものとしてたがいに平等であり、尊重しあわなければならない」として「尊厳」概念を中心に人権概念が解説されている。続く次項では「自由権だけでは人間の尊厳を確保できないとする考え方が強まる」として社会権、環境権、プライバシーの権利についても言及がなされ、第3項では社会の少数派の人々の人権が保障されないようでは、「人間の尊厳が脅かされ、私たちが協働して社会をつくっていくことは困難になる」として「人間の尊厳」を軸とした「人権保障の広がり」について説明されている。

実教 703

実教 703 は「公共」の目次では三カ所に人間や個人の「尊重」・「尊厳」が見出しに入っている。第1編第2章「人間としてよく生きる」の第3節に「人間の尊重」があり、ピコやパスカルの「人間の尊厳」論が紹介されている。さらに同章第4節の「人間の自由と尊厳」では、カントの道徳法則についての説明があり、冒頭の「人格の尊厳」の項では「カントは、意志の自律のうち人間の尊厳を見出し、自律的な存在としての人間を人格と呼んだ」として、もの（物件）とは違う価値を持つ人格を相互に尊重すべきと解説されている。さらに同編第3章「民主主義の倫理」の第一節には「人間の尊厳と平等」があり、「人間の尊厳」という項では「あらゆる人間には尊厳がある。この考え方はヒューマニズム（人道主義）と呼ばれ、ピコやカントなど、近代の思想家にも見られる。そして現代のヒューマニズムは、社会的に弱い立場にある人々や異なる文化に属する人々など、すべての人間を対象とし、さらに、人間を含む、あらゆる生命を尊重するものである」として、ガンディー、マザー・テレサ、シュヴァイツァーの思想についても紹介されている。あわせて同教科書では「思考実験や倫理的な課題を通して考える力を身につける」事例として「尊厳死」も取り上げられている。

実教 704

実教 704 は実教 703 よりも頁数が少なく、内容もコンパクトにまとめられたものとなっている。目次の見出しとしては第1部「公共の扉」第4章「民主主義の倫理」の第1節に「人間の尊厳と平等」があり、「人間は物とは異なり、交換することができないかけがえない存在である。このような、他と比較をすることができない価値をもつということのうちに、人間の尊厳はある」として、「人間の尊厳と平等」が確保された民主社会での営みを通して、「相手もつ尊厳を互いに尊重」できるとして、次項の「人間の平等と個人の尊重」につなげている。また、見出しにはなっていないものの、第1部第2章「人間としてよく生きる」

の第3節「自由の実現」では実教 703 と同様にカントの道徳法則についての説明があり、「人格の尊厳」という項も設けられている。あわせて実教 703 と同じ趣旨で設けられている Trial においても尊厳死についての取り扱いがある。

清水 706

清水 706 は第1部「公共の扉」第3章「公共的な空間における基本原理」の第1節に「個人の尊重と社会」という見出しがある。同節第1項「個人の尊重と自由」は「人は、だれもが尊厳ある個人として、その命と安全を保証され、性別や思想・信条、障がいの有無などによる差別を受けることはありません。すべての人が等しく、ことなつた個性をもつた個人として尊重されます。これが個人の尊重という、近代社会においてもっとも重要な原理です」という説明から始まる。続いて、ミルの「他者危害の原則」の解説と社会における「対話」の必要性について言及され、「政治権力が組織されることで「社会秩序がつくり出され、維持される」と結ばれている。また「現実社会の諸課題を設定し、主体的に取り組む課題探究のための15テーマ」を示した「Activity 1」の欄では「生命と科学技術の問題と倫理」として映画「私の中のあなた」が取り上げられ、「生命の尊厳」に関する議論が示されている。

数研 709

数研 709 は「哲学対話」の手法・活用を積極的に掲載した教科書となっている（藤井，2023）。目次の見出しにおいては第1章「公共的な空間をつくる私たち」第2章「公共的な空間における人間としてのあり方生き方」の第1節「西洋近現代の思想」第2項において「人間の尊厳と幸福」の記載がある。同項は「人間の尊厳を求めて」から始まり、パスカルの『パンセ』に言及して、「人間の尊厳は考えることにある」と説明している。さらに「自由な主体（人格）であることに人間の尊厳の根拠を求めた」とカントの議論を紹介しており、全体としては西洋近代思想の一環として尊厳概念を扱っている。

第一 710

第一 710 の目次には第1編「公共の扉」第1章「公共的な空間をつくる私たち」第1節「公共的な空間と人間とのかかわり」の第2項に「個人の尊厳と自主・自律」があり、さらに第3章「公共的な空間における基本原理」第1節「自立した主体となることに向けて」の第1項に「人間の尊厳と平等」があり、第2項にも「個人の尊重」の見出しがある。

第1章第1節の第2項「個人の尊厳と自主・自律」ではカントにおける自律的自由の議論が紹介され、「個人の尊厳」については性の自己決定に関する説明のな

かで触れられている。あわせて同項では「よりよい公共的な空間」をつくり出すために「対話」についても言及され、欄外に「哲学対話」の手法について紹介もなされている。

次に第3章第1節の第1項「人間の尊厳と平等」では人間について「…人種や性別によって優劣はなく、法で定めるまでもなく、尊厳ある存在として認められる」とし、学習指導要領における記載と同様に「このように人間の尊厳は公共的な空間における基本的原理である」と説明されている。あわせて「生命の尊厳(SOL)」がもっとも重要であるとして、欄外の「Topic」欄には尊厳死に関する紹介や「人間の尊厳を守る活動」としてアフガニスタンで活動した医師の中村哲さんの紹介がなされている。同項は授業を通して検討する課題として「①人間の尊厳とは、どのような考え方だろうか」を設定している。続く第2項は「個人の尊重」について説明されており、個人の尊重と基本的人権との関わりや国際的な取り組みとして、国際連合憲章や世界人権宣言などが紹介される。また、見出しにはなっていないものの第2章第1節第3項「実社会の事例から考える～生命倫理」のなかでも尊厳死に関する記載がある。

第一 711

第一 711は第一 710をコンパクトにしたものであり、目次についても概ね類似している。第1編第1章第2節に「個人の尊厳と自主・自律」があり、第3章第1節に「人間の尊厳と平等、個人の尊重」の見出しがある。また、第1編の冒頭「公共的な空間で生きる私たち」の概要説明においては「公共的な空間の基礎には、人間の尊厳と平等、個人の尊重の原理がある」と説明されている。

第1編第1章第2節では「個人の尊厳として性の自己決定権を認め、私たち一人ひとりが対話をとおして多様な性の在り方を理解し」という文脈において「尊厳」が用いられており、「個人の尊重の原理は、民主政治の究極の目標でもある」と締めくくられている。次に第3章第1節「人間の尊厳と平等、個人の尊重」は「私たち一人ひとりがかけがえのない存在である。誰もが大切に扱われなければならない、犯すことのできない人間の尊厳を持っている。このことは私たちが生きる公共的な空間の基本的原理である」で始まり、基本的人権の保障および個人の尊重について説明されている。また、欄外の「見方・考え方」では「現代社会の問題のなかで、人間の尊厳と平等、個人の尊重の基礎的原理に従っていないものにはどのようなものがあるか、あげてみよう。その問題に対して、現代社会はどのようなルールを定めているか調べよう」という授業を通して考える課題が示されている。また、第一 710と同様に、見出しにはなっていないものの第2章第1

節第2項「実社会の事例から考える～生命倫理」のなかで尊厳死に関する記載があり、第2編第1章「法的な主体となる私たち」の第4節において「自己決定権」について説明する文脈でも尊厳死についての言及がある。

東法 712

東法 712では第1部第3章第1節に「人間の尊厳と平等」という見出しがある。同箇所では見出し以外には「尊厳」という言葉は使われておらず、内容においては日本国憲法の「個人の尊重」について説明が中心となる。憲法13条の「すべての国民は、個人として尊重される」ためには、「個人の自由と幸福を追求する権利」が最大限に尊重されなければならないとして、基本的人権の尊重と法の下での平等を中心に全体の解説がなされている。また、同章4節の特集欄では「新しい人権」についての解説がなされ、そのなかの「自己決定権」に関わる事例として「尊厳死」への言及がある。

4 おわりに

以上より明らかになったことを整理しておく。高等学校学習指導要領の「社会」、「公民」（1989年以降）において「尊厳」という言葉が初めて用いられたのは1960年の告示からであった。以降1978年、1989年、1998年、2009年の学習指導要領では「尊厳」という言葉は1～2カ所で使用され、あわせて「人間の尊重」という表現も用いられてきた。2018年の改訂によって「公共」が新設されると、「公民」において「個人の尊厳」が3カ所、「人間の尊厳」は4カ所で使用され、あわせて「尊重」という言葉も14カ所で使用されている。「公共」の設置とともに学習指導要領における「尊厳」および「尊重」の使用頻度は増加したといえる。また、「人間の尊厳」という言葉については「公共」の大項目「A 公共の扉」において「公共的な空間における基礎的原理」という説明がある。

次に「公共」の最初の検定教科書における「尊厳」の記載について確認する。「尊厳」に関わる文章を抜粋して整理したところ、以下の五つの文脈にまとめられる。

- 1) 自律的な人格：カント哲学を基礎として「自律的な人格」や「意志の自律」と結びつけた概念として「人間の尊厳」を取り上げるもの。
- 2) 個人の尊重と平等：すべての人々が平等であり、異なる個性や属性にかかわらず「人間の尊厳」は尊重されるべきであることを説明するもの。
- 3) ヒューマニズム（人道主義）：「尊厳」はヒューマニズムの思想や考え方と関連付けられて、すべての人間やあらゆる生命を尊重する考え方について説明

するもの。

- 4) 公共的な原理：「人間の尊厳」を公共的な空間における基本的原理として示したもの。この原理が個人の尊重や平等，差別の排除など，現代社会の基本的な価値観を構成していると説明するもの。
- 5) 個人の尊厳と性の自己決定権：「尊厳」を個人の尊重や性の自己決定権と結びつけ，多様な性の在り方を理解し尊重することについて説明するもの。

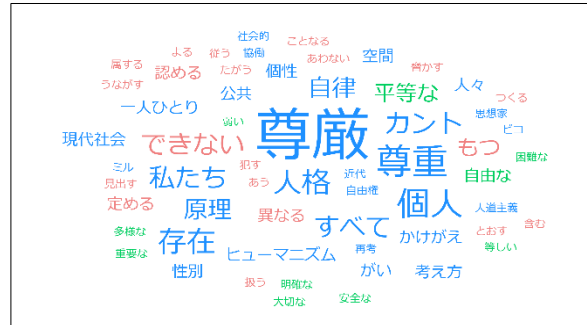
上記のとおり，「公共」の教科書では「尊厳」という言葉は，人間の内面的な特性や自己決定権，個人の尊重や平等，ヒューマンズム，公共の原理などと関連付けられて使用されている。このことについては，旧課程の「現代社会」の教科書とも異同を確認しておく必要があるだろう。現在6社から発行されている9種類の「現代社会」教科書を予備的に分析したところ，「尊厳」概念が表れるのは上記の1) 2) 3) に該当する箇所であり，とりわけ「尊厳死」や「近代の西洋思想」に関する記載箇所に集中していた。したがって，「公共」における教育実践にあつては，新たに4) や5) に関わる教材・授業研究が要請されることになるだろう。そのことはまた「公民科」における「尊厳」概念の取り扱い及び科目間での複層的な理解をどのように再構築するかが問われることにもなる。あわせて，「尊厳」概念が現在の「公共」の教科書で扱われているよりも，現実社会に呼応して，その射程をさらに広げつつあることも考慮されなければならない。

授業実践に関連して，数は少ないものの「人間の尊厳」をテーマとして「対話」を通じた学習を促している教科書もいくつか確認された(第一710, 第一711など)。2018年に改訂された『高等学校学習指導要領』では「対話を通して」という記述が12カ所に及んでおり，同学習指導要領の計量分析を行った村井の研究においても，「公共」では旧課程の「現代社会」と比べて，「表現」，「活動」，「判断」，「解決」という語句が大幅に増加していることが指摘されている。そもそも新科目「公共」にあつては，「人間の尊厳」や「平等」といった基本的原理についての学習をもとに，現実社会の諸課題に対する関心を生かし，探究活動を展開することが期待されていた。こうした学習過程を通して，生徒が現実社会の諸問題から再び基本的原理へと立ち返り，その批判的・反省的検討を重ねていく。その循環的な学習サイクルのなかで，さまざまな対話を通して「人間の尊厳」への理解を深化させていく実践が目指されるべきであろう。

以下，参考までに第3節に示した「尊厳」の教科書における抜粋箇所を「ユーザーローカル テキストマイニングツール」(<https://textmining.userlocal.jp/>)によって分析したものを示す(図1)。教科書において「尊厳」と関連の深い言葉ほど文字が大きく示されている。

本稿では高等学校「公共」の教科書における「尊厳」に関する記載内容の整理検討を行った。「尊厳」概念については「倫理」においても取り扱いがある。「倫理」や旧課程「現代社会」の教科書及び中学校における教科「社会」等での「尊厳」概念についての更なる分析については他日を期したい。

図1 「公共」教科書における尊厳と関連ワード



参考文献

相原博(2016)「人間の尊厳とは何か：看護倫理の領域から考える」『国士館哲学』20, 11-24頁。

石田安美(2016)「『尊厳』は役に立たないか：多元的社会的のための『尊厳』概念—英語圏の議論を中心に」『医学哲学・倫理』第34号, 32-42頁。

芦部信喜(1994)『憲法学Ⅱ—一人権総論—』有斐閣。

鶴岡峻二・藤井基貴(2023)「高校公民科「公共」における「人間の尊厳」の取り扱い(1)：「人間の尊厳」をめぐる教育実践の課題と可能性を検討するための基礎作業」『静岡大学教育学部研究報告・教科教育学篇』55巻, 131-143頁

加藤泰史(2017)「尊厳概念史の再構築に向けて—現代の論争からカントの尊厳概念を読み直す—」『思想』第1114号, 岩波書店, 8-33頁。

加藤泰史(2022)「人文科学研究の中の『尊厳』概念研究」『立正大学人文科学研究年報』59, 1-13頁。

中央教育審議会(2016)「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」。

東京弁護士会(2019)「高等学校公民科新共通必修科目「公共」についての意見書」<https://www.toben.or.jp/message/pdf/191209ikensho.pdf> (2024年1月4日閲覧)。

日本学術会議(2020)「道徳科において『考え，議論する』教育を推進するために」哲学委員会。

日本学術会議(2016)「18歳を市民に—市民性の涵養をめざす 高等学校公民科の改革—」心理学・教育学委員会。

ハンス・ユルゲン・マルクス(2001)「近代の逆説的象徴—ジョヴァンニ・ピコ・デラ・ミランドラ」『南山神学』25, 91-126頁。

- 藤井基貴 (2023) 「高校公民科「公共」における哲学対話(P4C)の可能性：教科書分析を中心に」『静岡大学教育実践総合センター紀要』 Vol.33, 144-151 頁。
- 村井大介 (2019) 「公民科の科目編成の変遷から捉えた新科目「公共」の特徴—学習指導要領の計量テキスト分析を通して」『静岡大学教育実践総合センター紀要』 Vol. 29, 72-79 頁。
- 村井大介, 磯山恭子, 田中一裕, 北風公基, 品川勝俊, 胤 森裕暢, 太田正行, 堀田諭, 岩井省一, 桑原敏典 (2021) 「高等学校公民科「公共」を教師はどのように捉えているか—インタビュー調査から明らかにした新科目への期待と懸念」『静岡大学教育実践総合センター紀要』 Vol. 31, 107-116 頁。
- 文部科学省 (2018) 『高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 』。
- 文部科学省 (2018) 『高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説 公民編』 2018。
- 渡辺敦司 (2022) 「公民と理科は冊数減に : 22 年度高校教科書採択状況—文科省まとめ (中)」『内外教育』 No. 6977, 2022 年 2 月 22 日, 時事通信社, 10-17 頁。
- Sulmasy, Daniel P. (2008) “Dignity and bioethics: history, theory, and selected applications”, in Adam Schulman et. al. (eds.), *Human Dignity and Bioethics: Essays Commissioned by the President's Council on Bioethics*.

謝辞

本研究は, 学術変革領域研究 (A) 「尊厳の理念の学校カリキュラムへの導入を通じた社会実装の探究」 (23H04858) の助成を受けたものである。